

写

福井労発基 0706 第1号

令和8年7月6日

福井地方最低賃金審議会

会長 井花正伸 殿

福井労働局長

佐藤賢一郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第5号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。